

# 第1章 総論

## 1. 基本方針策定の趣旨

1948(昭和23)年の国際連合(以下「国連」という。)総会で採択された「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳っています。

また、我が国の憲法は「基本的人権の尊重」を基本原理とし、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

このような世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから約70年が経過し、この間、国内外において人権尊重のための様々な取り組みが行われてきました。その結果、着実に人権尊重の意識は高まっていますが、その一方で、国際的には民族紛争や宗教対立、テロ行為などにより平和、人権、民主主義を脅かす様々な問題も発生しています。

我が国においても、我が国固有の課題である同和問題、女性への暴力、児童生徒のいじめ問題、児童虐待や高齢者虐待の増加など、人権課題が依然として存在しています。近年の国際化、少子化、高齢化、情報化等の社会の変化に伴って、人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑、多様化することが予想されます。

また、2007(平成19)年7月、大田市の石見銀山遺跡がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の世界遺産登録から2017(平成29)年で10周年を迎えました。ユネスコ憲章第1条では「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」がユネスコの目的であると定めています。この世界遺産の営みは、「平和と人権尊重」のユネスコの精神に貫かれなくてはなりません。その精神の実現への取組が、石見銀山遺跡の付加価値を高めるものとなります。さらに、大田市は、2008(平成20)年9月、「石見銀山遺跡の世界遺産登録を新たな出発点として、ユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、温もりのあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し」人権尊重都市宣言を行ったところです。

そして、今後も様々な人権問題の解決に向け、研究、学習、教育、啓発のより積極的な取り組みが求められています。

そのため、市民一人ひとりが認識を高めてあらゆる差別や偏見をなくし、市民だれもが心豊かに誇りをもって暮らせる社会の実現を目指すため 2009(平成 21)年 2 月に策定した「大田市人権施策推進基本方針」(以下「基本方針」という。)を、その後の法律などの成立や社会情勢の変化に対応するため、改定するものです。

## 2. 基本方針策定の背景

### (1) 国際的な状況

20 世紀において人類は、二度にわたる世界大戦の反省から不戦を誓い、1946(昭和 21)年、国連の専門機関としてユネスコが誕生し、2 年後の 1948(昭和 23)年 12 月、第 3 回国連総会において「世界人権宣言」を採択しました。この宣言の精神を具現化するために、国連では「国際人権規約(\*1)」をはじめ多くの人権に関する諸条約の採択や重要なテーマごとに国際年を制定するなど、その定着化に努めてきました。

しかしながら、世界各地で地域紛争や民族紛争、テロ行為などが起こり、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中で、人類は「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」という教訓を深め、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む機運が高まりつつあります。

ユネスコにおいて、1993(平成5)年、「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択され、同年、ウィーンで開催された「世界人権会議」では、人権教育の重要性を確認した「ウィーン宣言」及び行動計画が採択されました。

このような人権尊重に関する国際的な潮流の中、1994(平成6)年の第49回国連総会で、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とする決議とともに、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための具体的プログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、各国政府に対し国内行動計画の作成を求めました。

さらに、2004(平成16)年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう「人権教育のための国連10年行動計画」を継承する取り組みとして「人権教育のための世界計画」を2005(平成17)年から開始する決議が採択され、2007(平成19)年までの3年間において、「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取り組みが進められました。

## (2) 国のこれまでの取り組み

国内においては、1947(昭和22)年に、「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法が施行され、1956(昭和31)年には、我が国も国連に加盟して国際社会の一員となりました。

そして、「国際人権規約」をはじめ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」など多くの人権に関する諸条約を批准し、その解決に努力してきました。

我が国固有の課題である同和問題については、1965(昭和40)年の同和対策審議会答申を受け、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、法に基づく施策を進めてきました。(法に基づく特別対策は2002(平成14)年3月末をもって終了)

1996(平成8)年に、地域改善対策協議会から出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申では、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元ともいうべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」と述べています。これらを受けて、1996(平成8)年に「人権擁護施策推進法」が制定され、この法に基づく審議会が設置される中で、1999(平成11)年に、今後の人権教育・啓発の基本的な在り方を示す答申が出されました。

また、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1995(平成7)年には、内閣に「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997(平成9)年『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定されました。

さらに、2000(平成12)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が制定され、同法においては、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、2002(平成14)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、2015(平成27)年には「生活困窮者自立支援法」が施行され、2016(平成28)年には「女性の職業生活における活躍に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差

別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行となるなど、人権に関する法律が制定されました。

このほかにも、「男女共同参画社会基本法」や「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」など、個別の人権関係法の制定により、「人権の世紀」といわれる 21 世紀を実現することを目指して様々な取り組みが積極的に進められています。

### (3) 大田市のこれまでの取り組み

2005(平成 17)年の合併以前から、旧大田市では、1965(昭和 40)年の「同和対策審議会答申」を踏まえて 1969(昭和 44)年に制定された「同和対策特別措置法」施行以来の事業実施により、対象となった地区及び周辺的生活環境等の物的整備がほぼ完了し、周辺地域との格差は大きく改善しました。旧温泉津町では、1999(平成 11)年に「温泉津町同和問題啓発・教育基本構想」を、旧仁摩町でも、同年に「同和問題の解決をめざす啓発・教育基本構想」をそれぞれ策定、旧大田市においては、2001(平成 13)年に「大田市人権施策推進基本方針」を策定し、それぞれの市・町において、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けた取り組みを進めるとともに、「人権尊重」の精神が地域に広く浸透するよう努めてきました。

合併後においては、新市におけるまちづくりを推進するため、2007(平成 19)年から 2016(平成 28)年までの長期総合計画「大田市総合計画」(計画期間を 2018(平成 30)年まで 2 ヶ年延長)を策定し、その「まちづくりの基本方針」の一つに「だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる生活づくり」を掲げ、さらにこの中で、「人権を尊重するまちづくりの推進」についての施策を掲げています。

この間、「大田市障がい者計画」、「大田市障がい者福祉計画」、「大田市障がい児福祉計画」、「大田市地域福祉計画」、「大田市男女共同参画計画」、「大田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、様々な分野において人権を尊重したまちづくりを進めるとともに、学校の授業や集団活動、さらに社会教育施設の各種講座において人権教育活動に取り組んできました。

また、7～8月の「差別をなくす強調月間」での「人権を考える市民のつどい」の開

催や12月の障害者週間・人権週間における「ふれあいフェスティバルおおだ」の開催など、啓発のための講演会やイベントにも取り組んできました。

併せて、おおだふれあい会館(大田市隣保館)では、様々な人権問題の相談拠点施設及び人権・同和問題の教育・啓発活動の拠点施設として、研修会・学習会の開催、「広報おおだ(きずな)」「おおだふれあい会館だより」の発行により啓発と情報提供に努めてきました。

その後、2009(平成21)年には合併後の「大田市人権施策推進基本方針」を改めて策定するとともに、2014(平成26)年6月には「大田市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「人権・同和行政は総合行政」という基本姿勢のもと、市政のすべての分野において、人権尊重の視点に立脚した施策に取り組んできました。

そして、これまでの人権施策の取り組みを検証するため、2015(平成27)年11月に「人権問題に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施しましたが、この度の意識調査結果では、人権課題への認識が前回調査と比べて大きな変化が見られない項目があるため、その解決に向けた更なる取り組みが必要であることが明らかになりました。

これらを踏まえ、様々な人権問題や差別の現状と課題を明らかにし、人権が尊重され差別の解消に向けた人権施策の基本的な方向性を示し、行政機関、各種団体をはじめ、地域ぐるみで人権教育・啓発を計画的に推進していくため「基本方針」を改定することとしました。

なお、この「基本方針」の改定は、「大田市人権尊重のまちづくり審議会」において協議・審議を重ねるなど、様々な角度から検討を加えて改定したものです。

### 3. 基本理念

#### (1) 基本的な考え方

人権とは、「人が人らしく生きていくために、だれもが生まれながらにもっている侵すことのできない基本的権利」と言えます。心豊かで生きがいのあるまちづくりを進めていく上で重要なことは、市民一人ひとりの人権が尊重される社会となることです。そのためには、すべての人に認められている基本的人権の尊重という意識を高めるための人権教育・啓発を積極的に推進することが大切です。

この「基本方針」は、学校、家庭、職場、地域社会において人権教育・啓発が行われ、人権が人々の思考や行動の価値基準として日常生活に根つき、「市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで生きがいのあるまちづくり」を基本理念とします。そのために、私たちの社会に横たわる社会通念や慣行に潜む偏見や差別意識に対し、次に掲げる基本的な視点に立って、主体的な自覚を促し、生き方そのものの内実が変わるという認識に基づいて、人権を守り育てて行くことに努めます。

#### ア. みんなで学ぶ人権教育

人は誰でも生きがいづくりや心のふれ合う家庭・地域、さらには社会をつくることなどにより、人間らしく生きたいと願っています。

こうした願いを目指した社会づくりを考えると、市民一人ひとりが、日常生活の中で人権に関する様々な問題に気づき、あらゆる場を学習の機会ととらえ、人権意識を高めることが大切です。

#### イ. みんなで進める人権教育・啓発

人権教育を推進するためには、市民のあらゆる立場の人がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携を図ることが必要です。

そして、人権教育を様々な視点で展開し、社会全体により効果的に広げるためには、人権問題を自らの課題とするための教育が、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場で進められることが大切です。

#### ウ. 共生の社会を目指す人権教育・啓発

人は、それぞれに個性や価値観も違い、背負っている歴史も違います。

また、人種、民族、皮膚の色、国籍の異なる人など、多様な歴史と文化を持っている人々がともに暮らしています。様々な文化や多様性を認め、互いの価値観や人権を尊重する意識・感覚を育て、「共生の社会」を築いていくことが大切です。

## (2) 基本方針の性格

この「基本方針」は、国が策定した『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」並びに「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨を踏まえるとともに、当市における人権教育・啓発に関する基本的方向を示し、その施策を推進するためのものです。

また、この「基本方針」は、「大田市総合計画」はもとより、その他関連する各種の計画等との整合性を保ち、当市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

なお、この「基本方針」は今後の法律などの改正や社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

## 第2章 各 論

### 1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

#### (1) 世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信

2007(平成19)年7月、石見銀山遺跡がユネスコの世界文化遺産として登録されてから2017(平成29)年で10周年を迎えました。ユネスコ憲章第1条では「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」がユネスコの目的であると定めています。石見銀山遺跡の世界遺産の取り組みにあたっては、「平和と人権尊重」のユネスコの精神を基底に据え、人権情報を発信しながら人権意識の高揚を図ります。

#### ア. 出版物等へのユネスコの精神の反映

市等が発行する、石見銀山関連の出版物・パンフレットやホームページ等に、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」を引き続き反映します。

#### イ. 石見銀山遺跡の調査研究の成果・公開についての情報発信

石見銀山遺跡の調査研究を進め、その成果・公開について、人権・同和問題の啓発の観点及び科学的な研究の進展に資することを目的に適切な情報発信を引き続き行います。

#### ウ. 関係者への人権研修

市職員はもとより、「石見銀山世界遺産センター」などの公開施設職員や「大田市観光協会」、「石見銀山ガイドの会」等関係者に対して人権研修を実施し、来訪者への対応など様々な活動の場にユネスコの精神を反映できるよう引き続き努めます。

#### (2) 学校教育等における人権教育の推進

2007(平成19)年に実施した「市民意識調査」によると、「人権が尊重される社会を実現するための行政施策」として「学校において人権に関する教育を充実させる」と

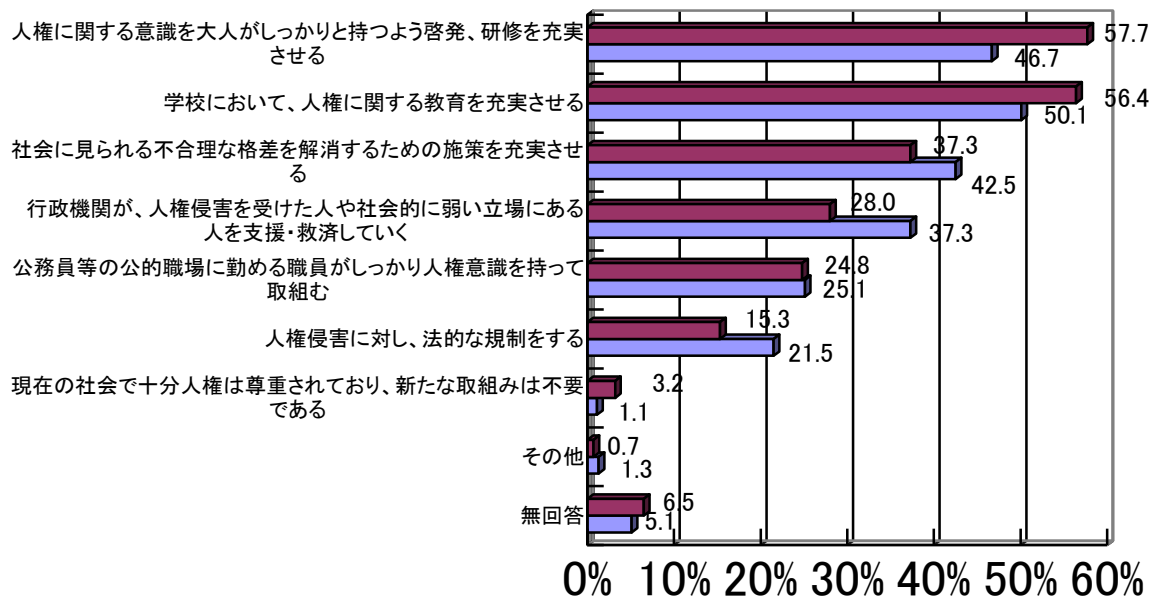


の意見が50.1%と最も多く、学校における人権教育への期待の高さが表れていました。

2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、56.4%と意見が多くなっていることから、今後も学校における人権教育への推進を図ります。

学校、幼稚園、保育所は、子どもの発達段階に応じて、人権尊重の精神を育み、意識を高める教育の場として重要な役割を担っています。学校等における人権教育では、自分と異なる個性を尊重し、自分と違う環境の中で育ってきた人々と豊かな相互関係を深めることのできる子どもの育成を引き続き図ります。

### 人権が尊重される社会を実現するために、行政の施策としてどのような取り組みが必要だと思いますか。



■ 平成27年: 754人  
 ■ 平成19年: 525人

## **ア. 保育所・幼稚園における人権教育の推進**

乳幼児期は、生涯にわたり自分らしく生きていくための基礎を培う大切な時期であり、一人ひとりの子どもの人権が尊重され、豊かな人間性を育むことが、その後の子どもの成長にとって極めて重要です。子どもたちは、友達と意欲をもって様々な活動に取り組み、充実感や満足感を味わうことで豊かな心や健康な体に育っていきます。

一人ひとりの子どもの育ちや個人差等にも留意し、自然や動植物と親しんだり、ふれ合ったりすることなどを通じて、命の大切さや愛情を感じ、また、自分の思いを伝え、相手の気持ちに配慮できる豊かな心を育てる取り組みを引き続き進めます。

## **イ. 小・中・高等学校・特別支援学校における人権教育の推進**

小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと、児童生徒は、心身ともに大きく成長し、自己の確立を図り、社会に対して目を向ける時期でもあります。そのため、教育活動全体を通じて一人ひとりの学習権を保障した上で、学校生活に起因する「いじめ」をはじめとした身近な人間関係の問題や広く社会に存在する人権問題について、それぞれの発達段階に応じた客観性のある科学的認識と差別に立ち向かう心を養う学習を通して、進路保障を柱とした人権教育を推進します。

また、小学校高学年からは教科書に同和問題が記述されています。児童生徒たちがこの問題を正しく理解し、差別の不当性を見抜く力を身につけることのできる学習を展開するよう引き続き努めます。

さらに、特別支援学校では、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服するための教育が行われています。障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援学校や島根県、関係機関と連携を図りながら必要な支援を引き続き行います。

## **ウ. 学校・家庭・地域社会の連携**

人権尊重の精神や態度は、幼い頃の家庭教育に始まり、保育所・幼稚園、さらには小学校から高等学校にかけての教育、地域社会とのかかわりの中で養われます。

そのため、幼児・児童・生徒が主体的に人権について学習し、行動する力を培うため、開かれた学校という観点に立って、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を引き続き推進します。

### **(3) 社会教育における人権教育の推進**

社会教育における人権教育では、自らの生活の中で人権に関する社会構造や習俗など様々な問題に気づき、自らの学習・研究活動によって解決しようとする市民の育成が求められています。

そのため、社会教育施設では、地域・職場・世代の違いなど学習者の状況に応じながら身の回りの暮らしと関連づけたり、視聴覚教材の効果的利用を図ったりするなど様々な学習の機会を提供し、学習者の意欲向上に努めます。

#### **ア. 公民館・まちづくりセンター等における人権教育の充実**

これまで、公民館では、人権問題についての市民の正しい理解と認識を高めるため、講座、研修会などを実施してきましたが、今後さらに、市民の学習意欲を高めるため、学習内容に工夫を凝らすとともに多様な学習の機会の提供に努めます。

特に、2009(平成 21)年度から、市内 7 つのブロックごとに社会教育の充実を目指し設置されている公民館においては、引き続き専門的で質の高い人権教育の実施を目指します。

また、市民にとって最も身近な生涯学習の拠点として各町に設置されるまちづくりセンターとの連携を図りながら、奥行きと広がりのある学習活動が展開できるよう努めます。

#### **イ. 人権に関する啓発情報の提供**

当市はこれまで、市民が人権問題を身近に考える機会づくりとして、人権に関する標語やポスター、また人権作文の募集や、その作品発表を行ってきました。

また、「広報おおだ」での「きずな」掲載や人権啓発DVDや図書などの貸し出しに努めてきました。今後さらに、人権に関する法律・条例や行事の案内などを掲載した情報紙・啓発小冊子を提供し、市民の関心が高まるよう効果的な啓発のための情報提供に努めます。

なお、人権侵害につながる身元調査の抑止力となる、「第三者交付に係る本人通知制度」については、イベントや研修会、移動隣保館での周知活動を推進し、登録者の増加を図ります。

## ウ. 人権に関する講演会・イベントの実施

市民の人権意識の高揚を図るための啓発活動の一つとして、「人権を考える市民のつどい」、「ふれあいフェスティバルおおだ」における「記念講演」・「人権啓発展」などに取り組んできました。今後も市民が積極的に参加しやすく、人権を考える場となるようなイベントや人権問題に関する講演会等の開催に引き続き努めます。

## エ. 社会教育関係団体における人権学習の促進

社会教育団体は地域を基盤として活動しており、人権が尊重される地域社会づくりのためには社会教育関係団体の役割は大きなものがあります。PTA、女性団体、青年団体、さらには、人権に関する市民グループやボランティア団体などが自主的に人権学習に取り組みやすくなるよう学習支援に努めるとともに、人権イベントの開催など連携を図ります。

社会教育団体については、公民館やまちづくりセンターなどで開催される講座、研修への参加を促すとともに、自主的な学習活動の促進を図ります。

また、住民の研修意欲を喚起できるよう「参加・体験型」の研修会を開催し、地域における指導者の育成に努めます。

## (4) 隣保館における人権教育・啓発の推進

おおだふれあい会館(大田市隣保館)は、地域社会全体の中で様々な人権問題の解決や福祉向上のための拠点施設として、人権啓発・研修・情報発信をはじめ、生活上の各種相談などの事業を行う施設です。

石見銀山遺跡が「平和と人権尊重」を精神とするユネスコの世界遺産に登録されていることを踏まえ、関係機関と連携しながら次の事業を市民の理解と協力のもと引き続き取り組みます。

## ア. 相談事業の充実・強化

人権・同和問題をはじめとする様々な相談を受ける中で、必要に応じて自立支援のための助言も行いながら、相談者とともに考え、ともに解決を図ります。

また、「生活困窮者自立支援制度」に基づく相談窓口との連携を強化します。

## **イ. 人権・同和問題研修会等の開催**

教養講座受講者や同好会員の人権・同和問題研修会を計画的に実施し、また、全市民を対象にした講演会等を通して人権意識の高揚を図ります。

## **ウ. 隣保館利用率の向上**

人権に関する学習会、交流会、情報交換の場として、全市民に当会館を開放し、利用度を高めながら、人権・同和問題の解決に資する理解と認識を深めるための啓発・情報発信に努めます。

## **エ. 移動隣保館の実施**

市内の各地域、公民館、事業所などへ出向き、人権研修や情報発信を行うなど、移動隣保館事業を積極的に実施していきます。

## **オ. 啓発資料の活用**

啓発資料として、図書、DVDなどそろえており、積極的に貸し出しをして、市民の人権意識向上を図ります。

## **(5) 家庭における人権教育の推進**

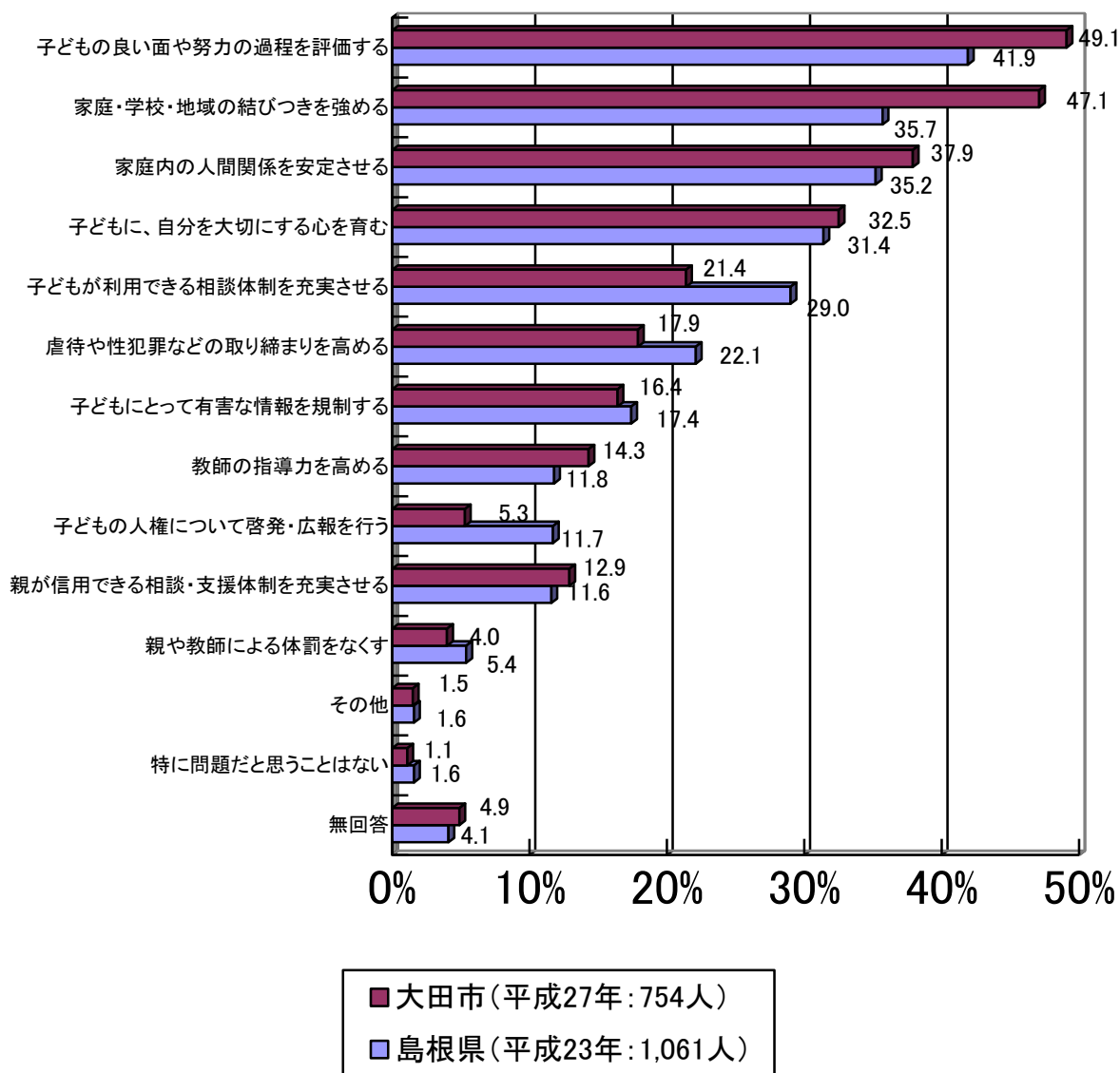
家庭は、すべての教育の出発点であり、個人の人権を尊重し生命の尊さを認識させ、基本的な社会性を身につけさせるなど、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たしています。

近年、核家族化、少子高齢化といった家庭環境の変化により、家庭での教育機能が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス（\*2）など、家庭での人権問題が顕在化しています。2015（平成27）年に実施した「市民意識調査」の子どもの人権に関する調査結果を見ると、「子どもの人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。」では、「家庭内の人間関係を安定させる」との意見が37.9%という結果があるように、日頃から親が子どもとの関係性を意識し、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が発揮される必要があります。親が持っている人権感覚は、その態度や行動を通じて子どもに伝わるものであり、家庭教育では、

大人自身が他人に対して偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活の中で子どもに示していくことが必要です。

そのため、学校、地域、関係機関、各種団体等の連携を促進し、一人ひとりの人権を大切にする家庭教育ができるよう支援に努めます。

### 子どもの人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。



## **ア. 多様な学習機会や情報の提供**

家庭は、子ども、女性、高齢者の人権など、様々な人権問題の関わりの深いところであり、家族との会話の中でお互いが正しく学び合い、日頃から人権問題について認識を深めることが大切です。そのため、社会教育施設などと連携を図り、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

### **イ. 相談事業の実施**

子育てや介護、家庭内暴力などの不安や悩みを持つ家族に対する相談事業などを通して、家庭の教育力向上の支援に努めます。

### **ウ. 男女が協力しあえる家庭づくりの推進**

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現に向けた家庭づくりを推進するため、啓発に努めます。

## **(6) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進**

企業は、社会生活に大きな影響力をもっており、「豊かな社会づくりへの貢献」という社会的責任を担っています。2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」によると、「差別や人権侵害を受けたと感じたことはどのようなことですか。」の問いについては、「職場における待遇や上司や同僚などの言動や態度(セクハラ・パワハラ・モラハラ)」をあげた人が半数以上という結果が出ています。そのため、企業とそこに働く人々に対して、お互いの人権を尊重し、差別のない明るい職場づくりを進めるための指導を行います。

また、人権が尊重される地域社会を築くために、一人ひとりが主体的に学習活動に取り組むことができるような人権教育・啓発に努めます。

### **ア. 企業内研修の推進**

企業における人権意識の普及を図るため、関係機関との連携により、事業主等を対象とした公正な採用選考についての研修を開催し、また、企業内研修の開催を働きかけてきました。引き続き関係機関、関係団体と連携を強め、研修会への指導員の派遣

など、企業内研修が取り組める体制が整備されるよう指導します。

## **イ. 人権に配慮した明るい職場づくりの推進**

職場内が明るく働きやすくなるためには、職場の一人ひとりが人権感覚を高めることが大切です。そのために、職場研修やグループ研修が積極的に取り組まれるよう指導します。

また、ハラスメント等を受けた方が相談できるよう、市内外の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

## **ウ. 市民の自発的な学習の支援**

人権問題についてのパンフレットや啓発ビデオなどの資料や情報を提供し、研修を実施する団体に対して補助金を交付するなど、市民の自発的な学習の支援に努めます。

## **(7) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進**

人権教育の推進にあたっては、人権に関わりの深い職業従事者に対して、人権教育に関する取り組みを積極的に推進する必要があります。そのため、以下のとおり人権に関わりの深い職業従事者に対し、研修等による人権教育に努めます。

### **ア. 市職員**

全体の奉仕者である公務員は、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を、さらに当市では、ユネスコの精神を行政施策に生かして具体化するという責務を担っています。一人ひとりが公務員としての自覚をもち、あらゆる人権問題に対する理解を深め、職務の遂行に努めなければなりません。

当市においては、2007(平成19)年9月に策定した人材育成基本方針の基本理念として、「人権尊重の視点にたった住民への貢献・組織の発展といった市の役割と、自己成長を求める職員側の期待や欲求との統合・調和による人材育成を図る」こととしています。

市職員に対しては、同和問題をはじめとする人権問題について、新規採用職員から中堅・管理職員まで全員を対象とした、市独自の研修や関係機関、関係団体が実施する学習会、講演会に積極的に参加させるなど、人権意識の高揚に努めてきました。今



後も職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って、人権に配慮した行政の推進ができるよう人権研修を充実させるとともに、各部署に「人権啓発推進員」を置き、全ての市職員が各職場における業務の中から人権課題を把握し、その解決に努めるよう指導します。

## イ. 教職員

教職員は、学校における教育活動を直接担い、児童生徒の成長・発達に大きな影響を与える立場にあり、人権を尊重した学校教育を実施するための知識や技術の研修を深めて、指導力の向上に努めることが大切です。

これまでも教職員に対しては、さまざまな研修等の機会を捉えて資質向上を図ってきたところですが、今後も人権意識をさらに高め、全校体制で人権教育を推進できるように取り組むとともに、教職員一人ひとりが自己を問い直し、差別の現実に学び、人権尊重・差別撤廃を自らの生き方の基本に関わる課題として取り組めるよう、研修内容の一層の充実に努めます。

## ウ. 医療・保健関係者

医療・保健従事者は、人々の健康と命を守ることを使命とし、様々な疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。業務の遂行に当たっては、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、プライバシーや診療情報などの保護が必要です。

また、近年の医療技術の発達により遺伝子治療や臓器移植などの高度医療では、新たな人権問題の発生が懸念されます。これらについて、人権の重要性を認識し、関係機関、関係団体と連携しながら、さらなる人権教育の推進を図ります。あわせて、医師会等にも人権教育の充実について働きかけていきます。

大田市立病院においては、患者の権利を明確に位置づけ、それを尊重し保障することを宣言しています。患者等の個人情報については、大田市立病院個人情報保護委員会を設置しており、院内における個人情報保護規定に基づいて適正に管理しています。引き続き、患者等の人権に配慮した医療が提供されるよう努めます。

## エ. 福祉関係者

地域において様々な生活相談などの支援を行っている民生委員・児童委員は、その

活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ること(個人情報保護)が特に重要であるとされています。そのため、県との連携や、市や各地区で開催される研修会への積極的な参加を促す等、様々な研修の機会を捉え、引き続き人権研修を進めていきます。

社会福祉施設職員、ホームヘルパーなど社会福祉関係事業の従事者は、高齢者、障がい者など社会的弱者の生活相談や身体介護など直接関わっているため、特に人権に配慮した対応が求められます。人権を尊重するとともに、利用者の立場に立ったケアマネジメント等の研修を実施し、資質の向上を図ります。

また、各職場で人権教育が実施されるよう事業主に対して指導します。

## 2. 重要課題への対応

人権教育・啓発の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、患者及び感染者等の重要課題に対して、それぞれの固有の視点からのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の視点からのアプローチにより取り組んでいきます。

### (1) 女 性

#### 【現状】

我が国では、基本的人権の尊重を基本理念とした日本国憲法によって、法の下での男女平等が保障され、女性の地位向上に向けた様々な取り組みが進められてきました。

今日、女性の社会参加が増大し、女性の社会・経済に果たす役割はますます高まり、全ての個人が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国における重要課題となっています。

また、2016(平成 28)年には「女性の職業生活における活躍に関する法律」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、新たな段階に入っています。

大田市においては、2005(平成 17)年 10 月に「大田市男女共同参画推進条例」を制定、2006(平成 18)年 11 月に施策の指針となる「大田市男女共同参画計画」を策定し、2017(平成 29)年 3 月には「第 2 次大田市男女共同参画計画」を改定し、市民、事業者、各種団体と連携して施策の推進に取り組んでいるところです。

#### 【課題】

2014(平成 26)年に実施した「市民意識調査」では、「『男は仕事、女は家庭』という性別役割分担についての考え方」の問いに対し、62.5%が反対、36.2%が賛成となっており、また、「女性が差別や人権侵害を受けていると感じる場面」の問いに、「職場での仕事の内容や給与格差、役職などへの昇任」、「家庭内での家事や育児の分担」、「採用や就職の際の男性との取扱いの差」の意見が多くなっていました。

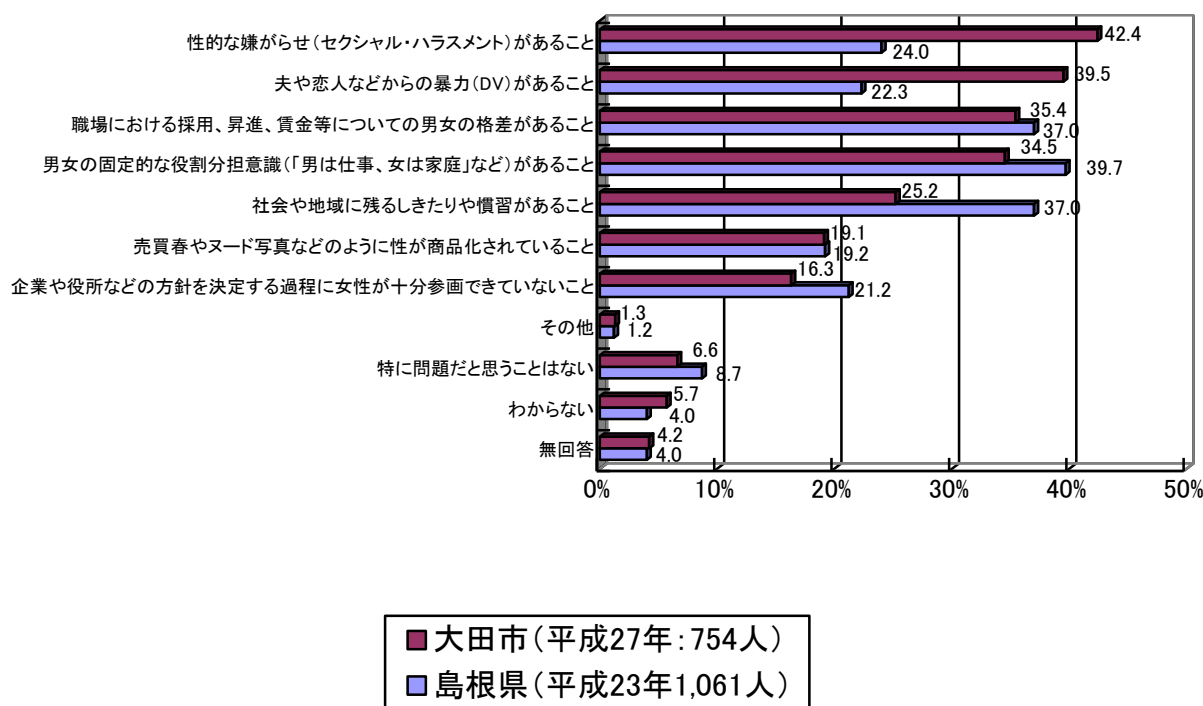
また、政策・方針決定の場への女性の参画について、2018(平成 30)年 4 月時点での審議会等への女性の参画率は 28.6%となっており、数値目標である 40%と比べるとまだまだ低い数値です。

このことから、男女の生き方や行動、あるいは考え方について固定的な性別役割分

担意識・社会通念・慣習が依然として存在しており、それが家庭・職場や地域の日常生活において男女の平等感を妨げていると考えられます。

さらに近年、セクシュアル・ハラスメント（\*3）、ストーカー（\*4）、ドメスティック・バイオレンス（DV）等が大きな社会問題となっています。そのため、関係部署や関係機関との連携に努め、被害者支援の充実を図るとともに、女性に対する暴力は、女性への重大な人権侵害であることを広く認識してもらうためにも、あらゆる機会を捉えて啓発を進めていく必要があります。

### 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか



### 【施策の基本的方向】

人口減少や少子高齢化が進展する状況の中で、だれもが住みやすく、安心して暮らすことのできるまちづくりには、これまでの社会の仕組みに捉われることなく、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

当市では、「大田市男女共同参画計画」に基づく5つの基本的方向に沿って具体的施策を定め、関係各部署と連携して総合的に進めていきます。

## 【具体的施策】

### ア. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習を払拭し、男女共同参画への正しい認識を促すための啓発活動を、家庭や職場、並びに地域などあらゆる機会を捉えて取り組みます。

学校においては、次代を担う子どもたちへ正しい人権意識や男女平等意識を育成するため、男女平等の視点に立った環境整備に努めるとともに、教職員、保護者に対して正しい認識と資質向上のための啓発に努めます。

### イ. 家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進

地域において固定的な観念が根強いことから、男女が共に地域の活動に参画できるよう、公民館等と協力して、意識改革や男女共同参画の必要性を正しく認識してもらうよう取り組みます。

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識を解消するため、公民館や各種団体等において男女共同参画の視点からの学習会等の機会の提供に努めます。さらに、職場環境や子育て環境の充実を図り、男性も女性も共に家庭と他の活動にバランスをとって参画できるよう支援します。

政策・方針決定の場への女性の参画のために、女性の意識改革と人材育成のための学習と研修の機会の提供を行い、各種審議会等において適正な人材を選任できるよう働きかけます。

### ウ. 女性に対する暴力の根絶

男女がお互いを尊重しながら、男女共同参画社会を形成していくために実現しなければならない課題に「女性に対する暴力の根絶」があります。女性に対する暴力は犯罪となる重大な人権侵害であることを認識してもらうとともに、根絶に向けた広報や人権意識を高めるための学習・研修の機会を提供します。

「大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会」において、関係職員の資質向上及びドメスティック・バイオレンスについての共通理解のもとに被害者支援に努めます。

## (2) 子ども

### 【現状】

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、市民すべての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未完成な存在として考えられ、権利の主体として尊重されなかったり、人間としての尊厳が傷つけられたりすることがあります。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の思いや願いに気づくことが大切です。

国内においては、1947(昭和22)年、児童の健全育成や保護を目的とした「児童福祉法」が制定され、1951(昭和26)年には、児童の基本的人権を尊重し、その幸福を図ることを目的に「児童憲章」が制定されました。その後、1994(平成6)年に国連の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准し、1997(平成9)年には子どもや家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育施策の見直しや、児童の自立支援などを内容とした「児童福祉法」の改正が行われました。

また、1999(平成11)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」、2000(平成12)年には、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。さらに、2003(平成15)年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」が施行され、2008(平成20)年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年ネット規制法)」が成立するなど、法整備と諸施策の推進が図られています。

### 【課題】

昨今の子どもを取り巻く環境はめまぐるしい変化を続け、街なかの書店やコンビニエンスストアなどでは、性や暴力に関する過激な表現のある雑誌やビデオ、ゲームが氾濫し、また、インターネット上では、簡単に誰でもそのような情報が閲覧できます。

そのため、このような過激な性や暴力表現がされている有害情報を、子どもが簡単に閲覧できる環境を改善していく必要があります。

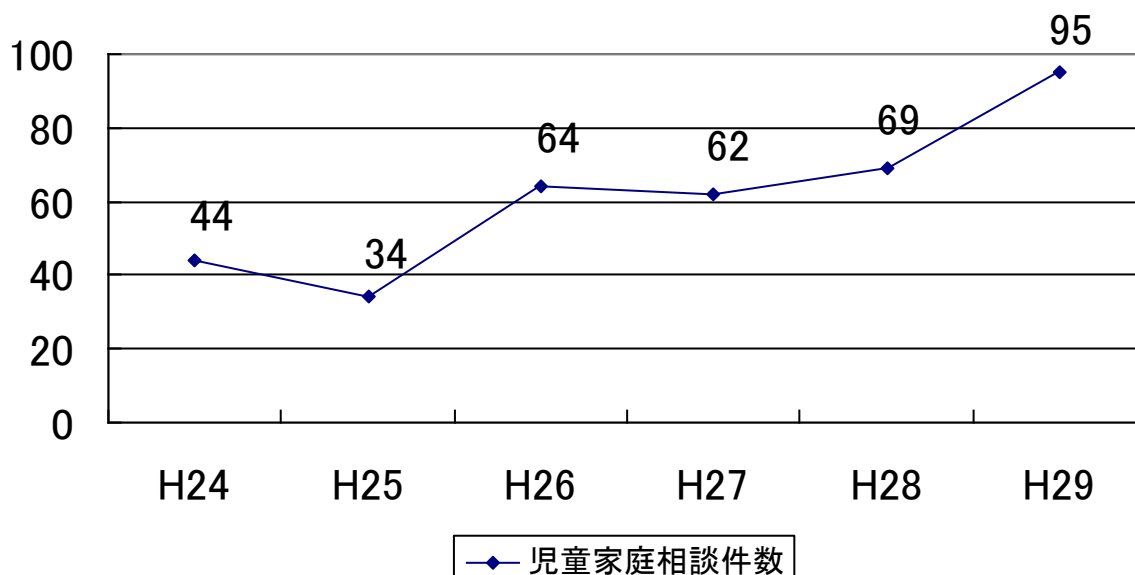
さらに、子どもたちの間では、パソコンや携帯電話・スマートフォンの利用が増加する中、「学校裏サイト」と呼ばれるネット掲示板(\*5)の利用が中高生の間で広ま

っており、個人を誹謗、中傷する書き込みなどによる新たな「いじめ問題」の発生という深刻な課題も明らかになっています。

また、児童虐待は、子どもの心と体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、ときには尊い命さえも奪ってしまう、子どもに対する重大な人権侵害です。

児童虐待をはじめとした家庭相談の件数は依然として増加しており、当市においても、2017(平成29)年度児童家庭相談は95件と増加傾向にあります。特に児童虐待の問題は、早急に社会全体で対応しなければならない課題になっており、家庭、学校、地域社会が連携し、早期発見・対応を図ることが求められています。

大田市における児童家庭相談件数

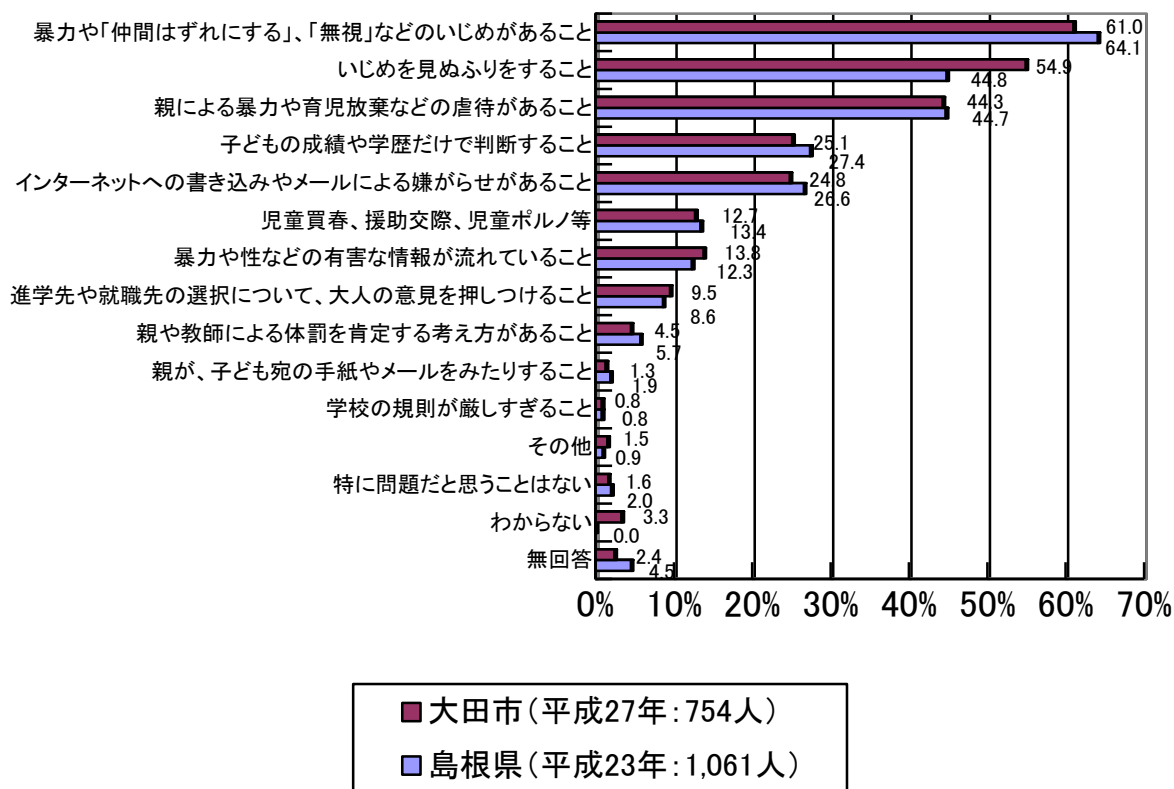


### 【施策の基本的方向】

子どもの人権問題の解決には、子ども自身が権利の主体として尊重され、自分自身に誇りが持てることが必要です。当市では、2012(平成24)年8月に「子ども・子育て支援法」が制定されたことに伴い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現と地域の力を活かした子育て支援施策の展開を目的として、2015(平成27)年3月に「大田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画に沿って、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、地域などが互いに連携・協力し、市民一体となって子どもの人権が尊重され、健やかに育つ環境づくりに努めます。

## 子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか



### 【具体的施策】

#### ア. 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの理解促進

学校等において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員が子どもの人権についての認識を深め、人権尊重の視点にたった教育指導が行われるよう、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の周知徹底を図ります。

また、児童生徒に対する学習の場の設定とともに、保護者への啓発を行います。さらに、地域においても、同条約の内容が広く理解されるよう教育・啓発を行い、子どもの人権の擁護に努めます。



## イ. いじめ問題等への取り組み

いじめは、子どもの人権にかかわる重要な問題であり、学校のみならず家庭や地域との連携を深めた対応を図ることが必要です。そのために、社会全体でのいじめの防止・早期発見に向けた取組や子どもたちが自分自身の課題として友達と協力して問題を解決する実践力を養う取り組み、また命の尊さや心の問題について考える機会の提供などを行います。

また、ネット掲示板による新たないじめ問題が深刻であることから、関係者の連携を深め、パソコンや携帯電話・スマートフォンの利用方法をはじめ、子どもの人権を守るための教育・啓発に努めます。

さらに、あすなる教室における不登校児童生徒への支援を充実させるとともに、家庭に引きこもりがちな児童生徒に対しては、その実態に応じて、県教育事務所と連携しながら自立支援事業連絡指導員や教育相談員による支援を行います。

## ウ. 子どもへの虐待防止の取り組み

児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）は児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、命を脅かす危険性もある決して許されない行為です。

児童虐待防止法では、虐待を発見しやすい立場の職務者（教職員、児童福祉施設職員、医師等）のみならず、一般市民にも「虐待（疑いを含む）を発見した人は速やかに福祉事務所や児童相談所に通告する義務がある」と明記されています。この周知について、毎年11月の「児童虐待防止月間」に併せた街頭活動をはじめ、広報等を通じて虐待への正しい理解のための啓発活動を推進します。

また、児童虐待の早期発見・対応、保護（子どもが置かれている環境が明らかに不相当であると判断される場合に施設等で預かること）、その後の支援に至るまで、「大田市要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関との連携及び体制を強化しつつ適切な対応に努めます。

## エ. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの健やかな成長にとって健全な環境の確保は重要ですが、子どもの周辺には

それを阻害する有害なテレビ番組、インターネット、雑誌などが氾濫しています。

それらの有害環境から子どもたちを保護するため、学校では、性やタバコ・アルコール・薬物等に関する指導や、氾濫する情報に対して正しい認識が持てるよう情報教育を推進していきます。

また、当市では悪影響をおよぼす環境を浄化するため、「青少年育成市民会議」を通して、県・警察と連携し、子どもたちへの有害商品の販売抑制や、陳列場所の配慮等、経営者に対し要請していきます。

### (3) 高齢者

#### 【現状】

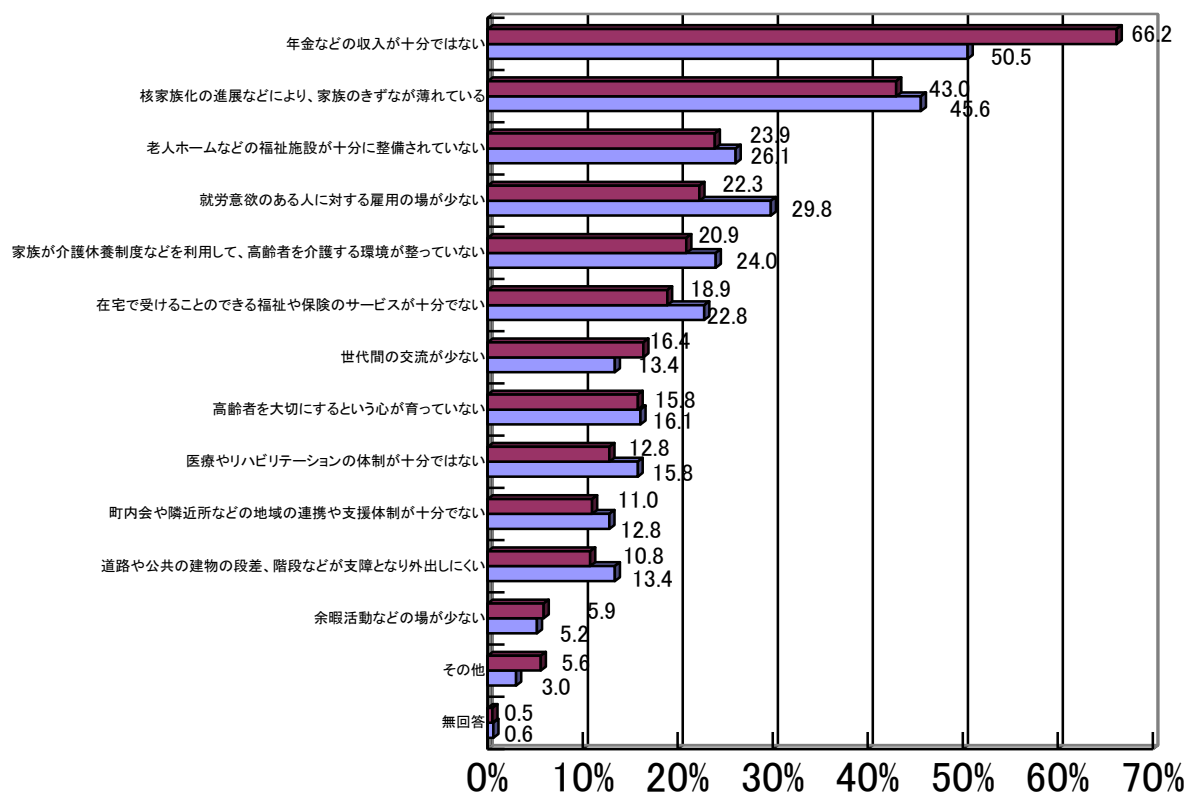
少子高齢化の進行が著しい島根県の中でも、当市は県内8市のうち高齢化率が最も高く、今後も高齢者夫婦世帯、高齢者一人暮らし世帯は増加傾向にあると思われま

#### 【課題】

2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、「高齢者が暮らしにくいと感じるのは、どのようなことですか」の問いに、「年金などの収入が十分ではない」が66.2%、「核家族化の進展などにより、家族のきずなが薄れている」が43.0%となっており、日常生活の孤独感や不安感が高い比率を占めています。

今後も一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、高齢者が地域社会で孤立することを防ぐとともに、生きがいをもって暮らせる社会づくりが求められています。

## 高齢者が暮らしにくいと感じるのは、どのようなことですか

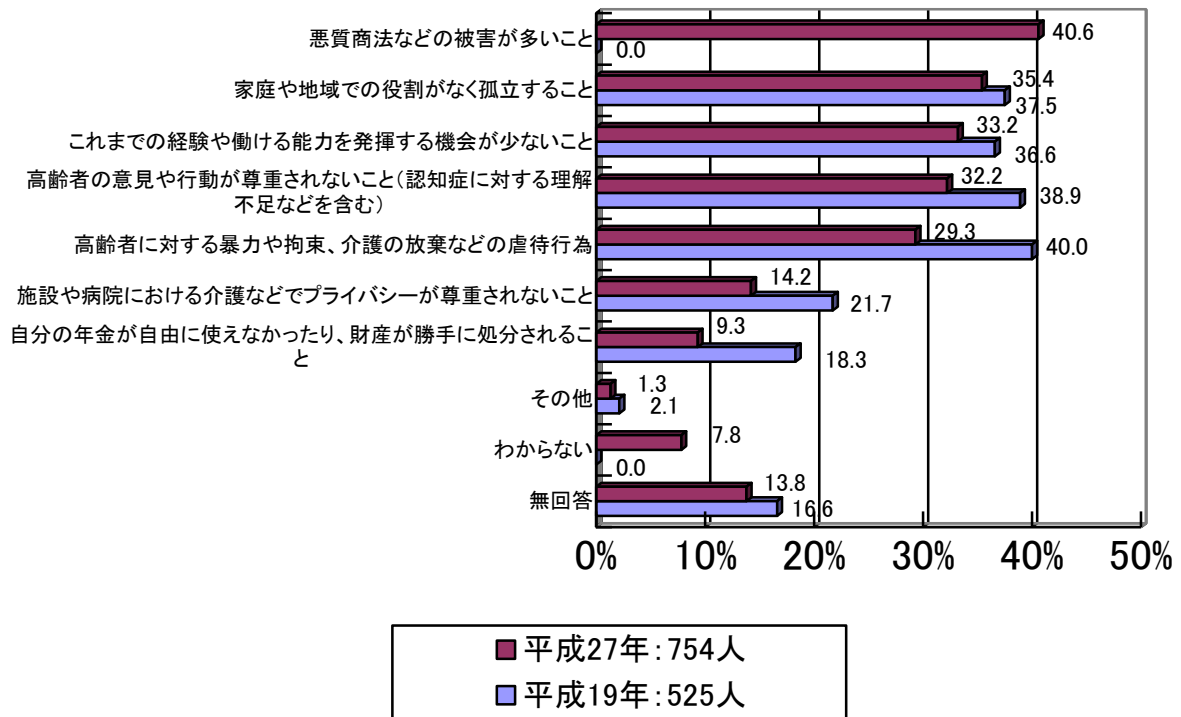


■ 平成19年: 329人 ■ 平成27年: 444人

(注) 上記の質問は、「高齢者が暮らしていくうえで、現在の社会をどのように感じていますか」という質問に対して、「どちらかといえば暮らしにくい社会である」または「暮らしにくい社会である」と回答した人のみに行ったものです。

また、「高齢者に関する事柄で、特に人権上問題があると思うのはどんなことですか」の問いに、「悪質商法などの被害が多いこと」、「家庭や地域での役割がなく孤立すること」、「これまでの経験や働ける能力を発揮する機会が少ないこと」との意見が多くみられました。このような状況を捉え、高齢者が地域で安心して暮らせる、また、活躍できる環境の整備など市民だれもが安心して高齢期を過ごせる社会の実現を図る必要があります。

## 高齢者に関する事柄で、特に人権上問題があると思うのはどんなことですか



(注) 平成19年調査において、「悪徳商法などの被害が多いこと」の回答項目は選択肢として設けておりません。

### 【施策の基本的方向】

高齢者を保護、福祉の対象として捉えるのではなく、権利の主体として各人の心身の状況に応じたサービスの提供を行うとともに、高齢者自身が社会を支える一員として積極的に社会参加ができ、持ちうる自己の可能性を発揮し、自立と尊厳を持って健やかに生活できるよう施策の展開を図ります。

### 【具体的施策】

#### ア. 高齢者の尊厳を支えるケアの推進

要介護状態にならないための予防、要介護状態になった場合でもできる限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるように必要なサービスを総合的・一体的に利用でき

るケア体制の充実を目指し、介護保険制度が運営されています。しかし、近年は認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況はさらに変化してきています。このような情勢の中、たとえ介護を必要とする状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を送ることを可能とすること、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指し、関係団体との連携のもと、介護サービスの充実や介護予防・地域ケアの推進、高齢者虐待の早期発見・未然防止や成年後見制度（\*6）の活用など実効ある権利擁護の仕組みづくり、生活に必要な移動手段の確保を図ります。

## **イ. 就労、社会参加の促進**

豊かで活力のある社会を実現していくためには、高齢者の意欲と能力に応じた就労の機会確保や高齢者が積極的に社会参加できる環境が重要です。高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が、職場や地域活動に生かされ、自らの生活安定と生きがいを得ることができるような環境づくりを目指します。

併せて、就労を促すための対策として公共職業安定所等関係団体との連携を図り就労の機会確保に努めます。

また、高齢者の地域活動を充実させるためシニアクラブの組織基盤の強化と育成などを図り、会員のニーズや地域の実情に応じたシニアクラブの育成支援に努めます。さらに、子ども会等との交流事業など高齢者の世代間交流の機会を支援し、相互理解や連帯感が深まるよう推進します。

## **ウ. 相談体制・地域ケア体制の整備**

大田市地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、総合的な窓口として、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる情報提供と支援を行います。同様に市社会福祉協議会と連携して権利擁護などの相談に応じ適切な情報提供を行うほか、認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業を実施します。

また、本人の判断力が著しく低下し、保護や支援を必要とする高齢者に対し、関係機関と連携を取りながら成年後見制度の利用促進に努めます。

地域ケア体制については、効率的かつ効果的な支援を行うため、介護保険サービス

はもとより、地域の保健・福祉・医療サービスや民生児童委員協議会など、各種関係機関の連携体制の確立等を行うことによって、地域において複合的なニーズに対応できる地域福祉力によるケア体制の整備に努めます。

#### (4) 障がい者

##### 【現状】

地域社会において、障がいのあるなしにかかわらず、市民だれもがそれぞれかけがえのない個性をもったひとりの人間として尊重されなければなりません。

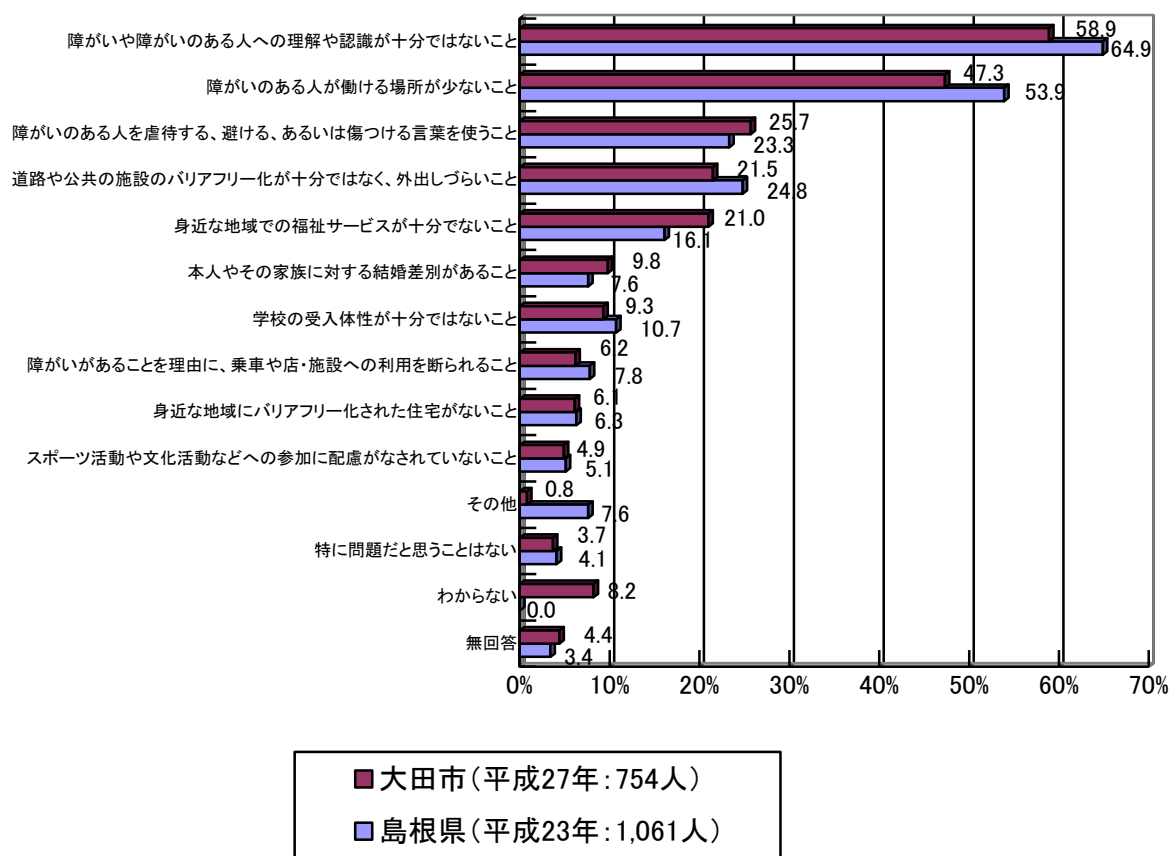
国においては、1993(平成5)年3月、10年間の我が国の障がい者施策の基本的な方向を示す計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。さらに同年12月には、「障害者基本法」が改正され、障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、国の障がい者施策に関する計画の策定が義務づけられ、これを受けて障がい者の生活全般にわたる様々な施策が総合的に行われています。

また、2016(平成28)年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、障がいのある人もない人も同じように安心して日常生活を送れる社会づくりに努めています。

##### 【課題】

全国的には、障がいや障がい者に対する無理解や誤解が差別や偏見を生み出しています。2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」によると「障がいのある人の人権について、特に、どのようなことが問題だと思いますか」との問いに、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分ではないこと」との意見が58.9%となっており、6割近くの人が障がい者に対する差別や偏見の存在を認識しています。社会を構成するすべての人が、障がい者の様々な問題について理解を深め、共通の認識を得ていくことが極めて重要であり、そのためには、広報や研修等の様々な手段を活用した啓発活動を充実する必要があります。さらに、人権意識の醸成や障がい者雇用については、行政が率先して進めていく必要があることから、障がい者理解を図る研修を人権教育の一環として位置づけ、取り組んでいくことが必要です。

## 障がいのある人の人権について、特に、どのようなことが問題だと思いますか



また、障がい者が地域生活を送る上で、ボランティアの果たす役割は大きく、その担い手の確保と活動の活性化が求められています。そして、ボランティア活動を活性化していくためには、ボランティアを必要とする人と活動を行う人とをつないでいくことが重要です。そのためにも、障がい者のニーズ把握及びボランティア活動の広報活動を推進するとともに、ニーズと活動をつなぐ調整機能の充実を図ることが求められています。さらに、障がい者が地域の一員として生活のできる共生社会を実現するためには、幼少期からの様々な体験等を通じた福祉教育を推進していく必要があることから、現在、市内の小中学校において、総合的な学習の時間に、障がい者本人や障がい者福祉従事者による講演会や手話通訳体験等を引き続き実施しています。

また、市民に対しても、様々な機会を通じて障がい者に対する認識を求める取り組みを推進していく必要があります。

### **【施策の基本的方向】**

ノーマライゼーション（\*7）の理念のもと、「障がいのあるなしに関わらず、だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じるまちづくり」を基本理念とした「大田市障がい者計画」（6年間：H30～H35）を中心とし、障がい者福祉計画（3年間：H30～H32）、障がい児福祉計画（3年間：H30～H32）、地域福祉計画（4年間：H29～H32）に沿って、障がい者が地域において自立して生活し、市民だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図ります。さらに、障がい及び障がい者に関する理解を促進し、幅広い市民の参加による啓発・広報活動を推進します。

### **【具体的施策】**

#### **ア. 障がい及び障がい者理解を図る取り組みの推進**

障がい及び障がい者に対する正しい理解を図るために、毎年12月の「障害者週間」に併せた啓発イベントをはじめ、広報等による啓発活動を推進します。

また、障がいのある人とない人との社会交流の場づくりを進めるとともに、障がい者の社会参加の促進を図るため障がい者スポーツや文化イベントの振興に努めます。

#### **イ. 障がい者の雇用・就労支援体制の整備**

障がい者の職業生活における自立を実現するための就労支援等を進める島根県障がい者就労支援センター（大田圏域）が設置されたことに伴い、障がい者理解や障がい者雇用制度の周知を図るための「障がい者雇用セミナー」の開催、障がい者雇用に積極的な事業所の業務内容を直接理解することで本人の就労意欲を促す職場見学の実施、障がい者雇用の契機づくりとして障がい者の就労実習の実施等、就労支援センター等関係機関と連携を図りながら、障がい者の雇用促進に努めます。

#### **ウ. 自立支援・相談支援体制の整備**

市の福祉相談窓口と併せて、市内の2事業所に委託した障がい者相談支援事業所での専門的な相談支援や在宅の身体障がい者に対して、自身がカウンセラーとなって相



談支援を行う「ピアカウンセリング（\*8）」事業(市委託事業)を実施します。

また、島根県が設置する「身体障がい者相談員」、「知的障がい者相談員」による障がい者相談支援業務の実施、障がい者虐待の早期発見・未然防止に向けた取り組み、さらに、市社会福祉協議会と連携して権利擁護などの相談に応じ適切な情報提供を行うほか、判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施します。そして、障がい者本人の権利や財産を守るために法律で支援する成年後見制度については、関係機関と連携を取りながら利用促進を図ります。

## **エ. ボランティア活動の促進**

当市では、市社会福祉協議会を通して、障がい者が必要とするボランティアニーズの把握に努めながら、そのニーズがボランティア活動につながるように総合調整機能の充実に努めます。

また、ボランティア体験や各種講座、研修会、広報活動等を通じて、市民のボランティア意識の醸成を図るとともに、ボランティアの育成と活動支援を進めていきます。

## **オ. 福祉教育の推進**

学校教育等において、総合的な学習の時間に、障がい者本人や障がい者福祉従事者による講演会や手話通訳体験等の実施を行うなど、幅広い交流や活動を通じた福祉教育を促し、障がい者福祉にかかる認識を深めていきます。

また、公民館を中心とする社会教育施設において、人権教育等、多様な学習機会の提供に努め、障がい者に対する認識を深める取り組みを推進していきます。

## **カ. 公共的施設等のバリアフリー化の推進**

「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」（2000(平成12)年4月施行)の考え方・整備基準を踏まえ、障がい者・高齢者等が利用しやすい公共的施設等のバリアフリー(\*9)化の整備と啓発活動、視覚障がい者の安全を確保するための道路区画線設置などを推進していきます。

また、市職員に対しては、障がいを理由とした「不当な差別的取り扱いの禁止」及び障がいの特性等に応じた「合理的配慮(\*10)の提供」について指導します。

## (5)同和問題

### 【現状】

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題であり、我が国固有の人権課題です。1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的な認識を示しました。

この答申を受けて、1969(昭和 44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後2002(平成14)年までの33年間に2度にわたって改正延長された「特別措置法」に基づき、同和対策事業や同和教育など、同和問題解決に向けた様々な取り組みが実施されてきました。

旧大田市においても、特別措置法に伴う各種の対策事業を実施してきました。その結果、指定地区においては、生活環境の改善をはじめとする格差是正は、一定の成果を上げてきました。1977(昭和 52)年に設置した大田市隣保館(現おおだふれあい会館)では、生活相談事業の充実、講演会や研修会の開催、さらに教養講座を通しての啓発、「おおだふれあい会館だより」の発行などの取り組みを進めてきました。

また、合併前のそれぞれの旧市・町では、地域社会における同和教育を推進するため「同和教育推進協議会」を結成し、住民参加による活動を進めてきました。旧大田市では、2001(平成13)年に、「大田市人権施策推進基本方針」を策定、旧温泉津町では1999(平成11)年に「温泉津町同和問題啓発・教育基本構想」を、旧仁摩町でも、同年に「同和問題の解決をめざす啓発・教育基本構想」をそれぞれ策定し、これらの方針に基づきながら、教育・啓発に努めてきました。

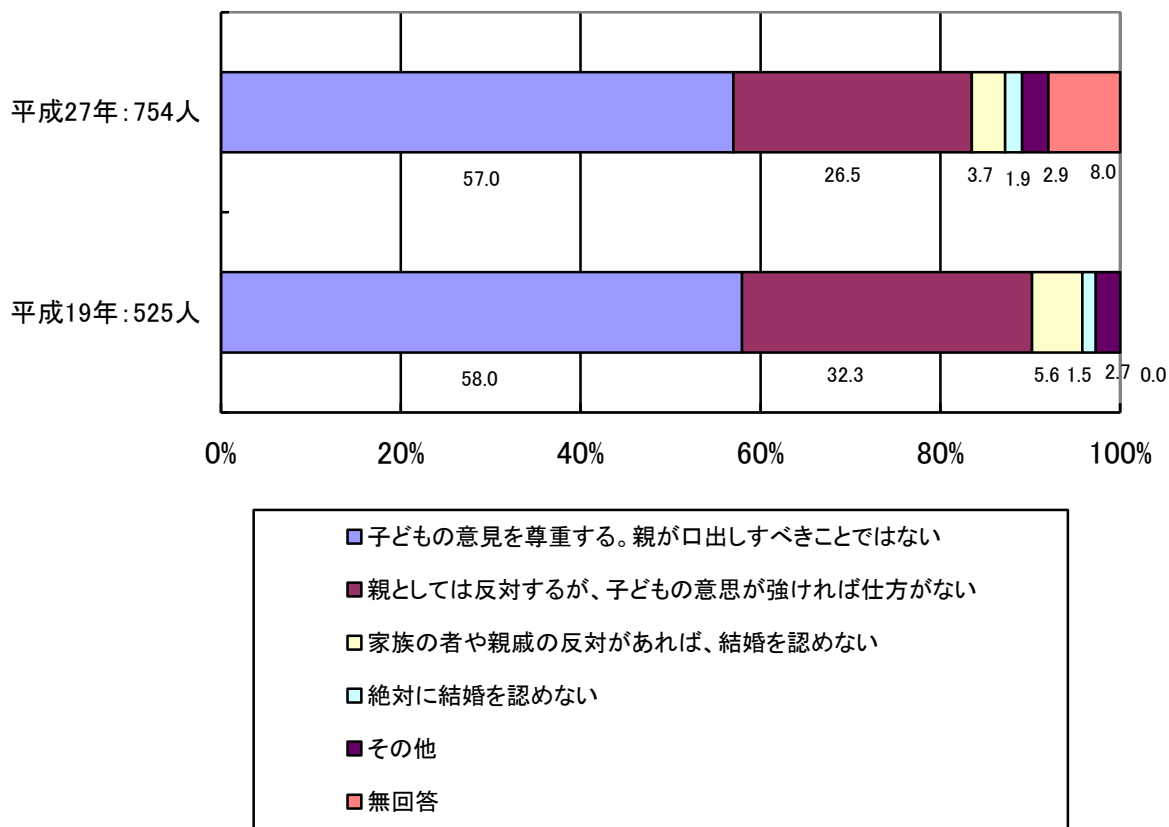
### 【課題】

2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか」の問いに対して、「絶対に結婚を認めない」が1.9%、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が3.7%で、合わせて5.6%が「結婚を認めない」と回答し、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方ない」が26.5%となっており、これらを合わせると、32.1%が反対の意志を示しており、2007(平成19)年の39.4%より7.3%

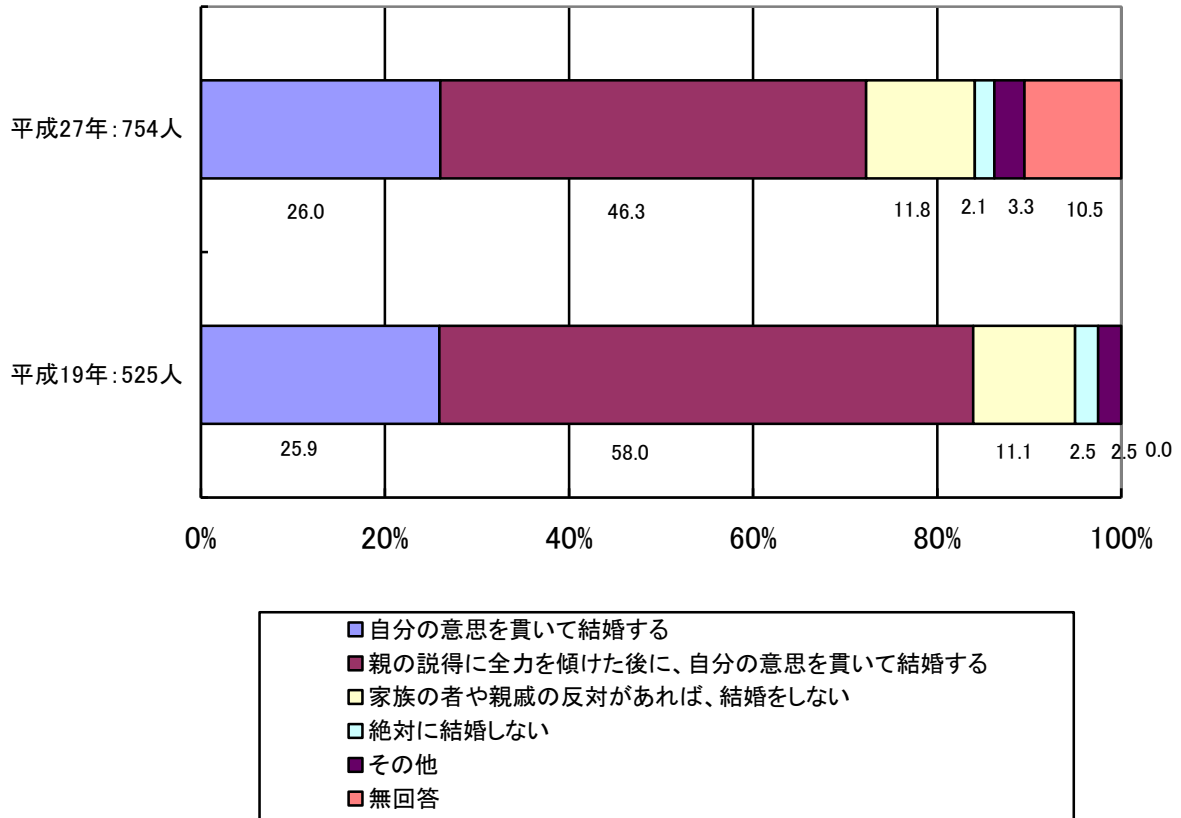
減少しているものの、いまだに反対の意志を示す割合は高いため、引き続き教育・啓発に努めます。

また、「あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか」との問いに、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない」が11.8%、「絶対に結婚しない」が2.1%で、合わせて13.9%が結婚しない意志を示しており、2007(平成19)年の13.6%から増加していることから、今後も同和地区に対する差別意識の解消に努めるとともに、差別を助長する「身元調査」を防止するために「第三者交付に係る本人通知制度」の普及を図ります。

### あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であると わかった場合、あなたはどうしますか



あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどのようにしますか



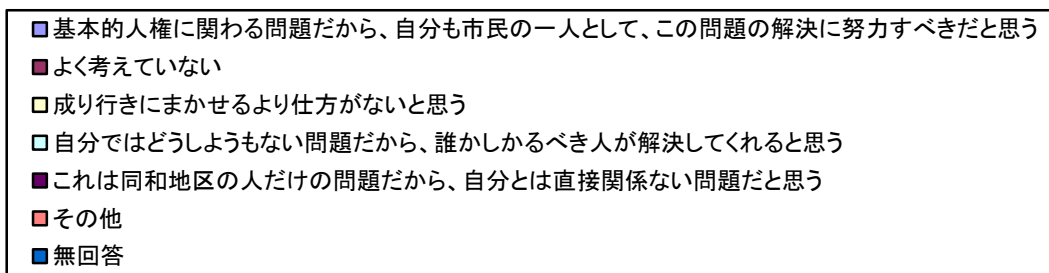
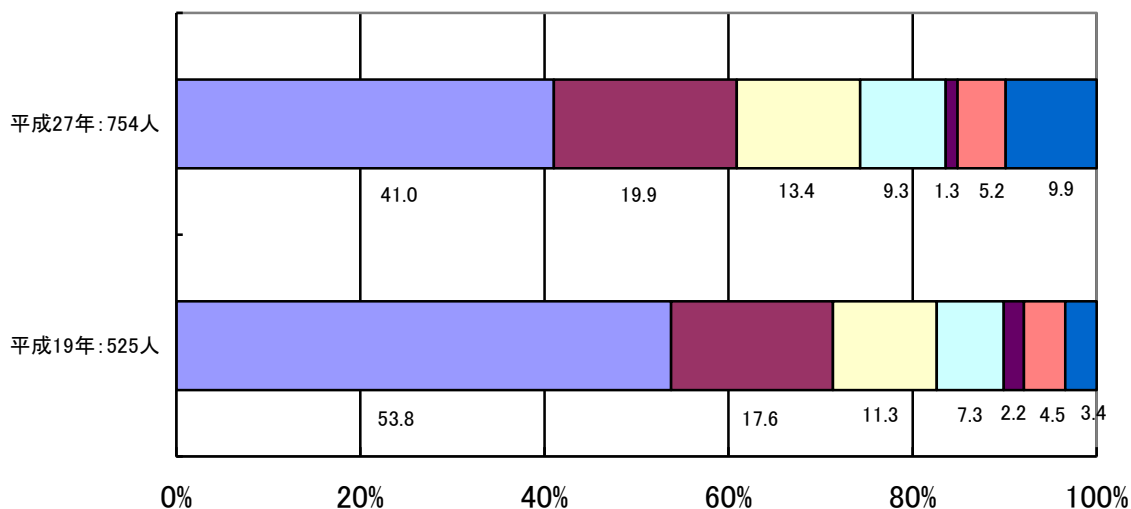
また、「同和問題の解決に対するあなたの考え方はどうですか」との問いに、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が41.0%で、2007(平成19)年の53.8%から12.8%も減少しているため、市民の意識の向上に努めます。

なお、残りの約6割は、消極的または無関心な意見となっており、未だ結婚問題をはじめ、差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。

また、インターネットを悪用した差別事象の発生など新たな問題も全国的に起こっており、今なお、差別事象は跡を絶たない状況にあります。

このほか、同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も発生しており、今後も同和問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、同和問題解決に向けた主体的な取り組みを促進するため、さらなる教育・啓発の推進が求められています。

## 同和問題の解決に対するあなたの考え方はどうですか



### 【施策の基本的方向】

差別意識の解消にあたっては、市民一人ひとりが、自らの課題として解決に向け主体的に取り組んでいけるよう一層の教育・啓発を推進します。

また、「特別措置法」に基づく特別対策は、2002(平成14)年3月末をもって終了し必要な事業は一般対策として取り組んできましたが、2016(平成28)年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定されたことに併せ、部落差別を解消するための相談体制を充実させるとともに、これまで積み重ねてきた人権・同和教育の成果を活かしながら、更に効果的な取り組みができるよう努めていきます。

### 【具体的施策】

#### ア. 差別解消に向けた人権・同和教育、啓発の推進

##### ○学校教育における取り組み

学校教育においては、教職員自身が同和問題の解決を自らの課題として捉え、人権尊重・差別撤廃の実践力を培えるよう各種研修を実施します。そして、児童・生徒の発達段階に応じた人権・同和教育を引き続き実践していきます。

### ○社会教育における取り組み

同和問題に対する理解と認識を深め、日常生活において、自らの課題として差別意識解消に取り組むことができるよう、人権センターとしての隣保館を核に「移動隣保館」を充実し、社会教育の拠点施設である公民館並びに社会教育関係団体等と連携しながら、教育・啓発を引き続き進めていきます。

### ○多様な啓発・学習形態の工夫

同和問題の啓発・学習については、参加者の学習ニーズの把握に努めるとともに、参加型から参画型までの多様な学習会・研修会の開催、インターネットやケーブルテレビ(\*11)を活用した啓発情報の発信など、その企画に引き続き努めます。

### ○地域指導者の養成

同和問題の早期解決に向けて、地域での自主的な活動を広げるため、地域の指導者を養成することが重要なため、隣保館における人権学習の充実や県が実施する「人権・同和教育地域中核指導者養成講座」等への参加により、地域でのリーダー育成を図ります。

## イ. 隣保館活動の充実

同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のためのセンターとして、移動隣保館活動などの啓発・研修事業や、おおだふれあい会館だよりの発行などの情報発信をはじめ、生活相談などの各種事業を、総合的に実施します。

きめ細かい生活相談を行うことにより、実態や課題、地域住民のニーズの把握に努めるとともに、関係機関、関係団体等と連携を取りながら課題の解決に努めます。

また、住民交流の場となる開かれたコミュニティセンターとして、広く市民を対象とした人権啓発や学習の場を提供していきます。

## ウ. 教育・就労問題への取り組み

### ○進路保障の取り組み

同和地区児童生徒をはじめ様々な困難を抱えている児童生徒が、自らの進路をたく

ましく切り拓いていこうとする態度や能力を身に付けていくよう学力の向上と、奨学金制度の周知・活用を図るなど、進路保障の取り組みを進めます。

### ○就労問題への取り組み

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、公共職業安定所をはじめ関係機関と連携し、雇用主に対して公正な採用選考のための研修会の実施、身元調査の根絶、同和問題についての啓発を行います。

また、隣保館の生活相談等で把握した就職困難者については、関係機関と連携しながら、その解決に努めます。

## (6) 外国人

### 【現状】

総務省による「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、在住外国人を取り巻く課題として、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題や、行政の仕組みや地域にかかわる情報や知識が不足し、行政サービスを受けることが困難な状況を抱えていると報告しています。

また、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と述べられており、外国人の人権問題が大きな課題となっています。

このような状況を受け、2016(平成 28)年に「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定され、本邦外出身者又はその子孫に対する不当な差別的言動のない社会を実現するための取り組みが求められています。

当市は、韓国大田廣域市と 1987(昭和 62)年に姉妹都市縁組を締結し、以来中学生交流などを中心とした国際交流や韓国語講座、料理教室などの各種講座を開催することで異文化理解の促進を図ってきました。

また、在住外国人に対しては、民間ボランティア団体による日本語教室も開催されています。

なお、石見銀山遺跡の世界遺産登録により世界各国からの観光客が増加していることから、市民が外国人に接する機会は増加しつつあり、国際交流活動や研修会を通して、言語、宗教、生活習慣等、相互理解を深める取り組みが必要です。

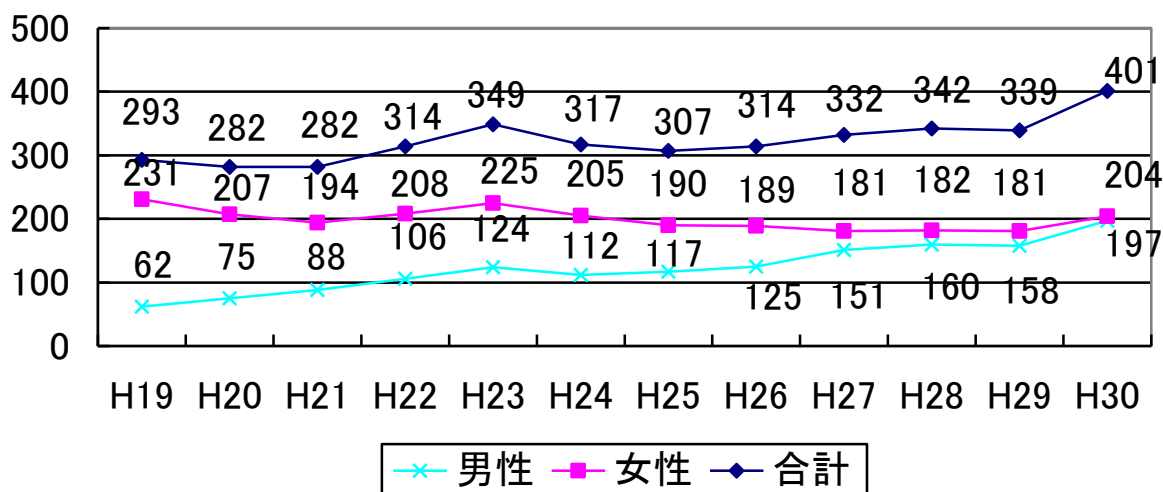
### 【課題】

当市の外国人登録者数は2018(平成30)年4月1日現在、18カ国401人と少しずつではありますが増加傾向にあり、国籍としてはブラジル221人、フィリピン57人、ベトナム33人、中国30人、韓国23人が主になっています。

また、現在は16歳未満が17人であり全体の4.2%ですが、今後の市内企業の外国人の受入体制の変化によっては、更に増加していくものと見込まれています。

しかし、市内において外国語表記が少ない状況から、今後においては外国人に対する様々な対応や支援、また、市民に対する更なる国際理解の推進など、多様な文化を尊重しながら共に生きる「多文化共生社会」の実現に向けた取り組みを推進するよう引き続き努めます。

大田市の外国人登録者数(各年4月1日時点)



### 【施策の基本的方向】

国際交流の進展や在住外国人の増加に伴い、他国の人やその文化に触れる機会が増えています。異文化を自らの文化の価値観で一方向的に評価するのではなく、異文化が独自に培ってきた価値観を理解し、多様な文化を持つ人々が、自国の文化に誇りを持つと同時に、地域に居住する同じ住民として、「共に生きる社会」の構築に協力し合

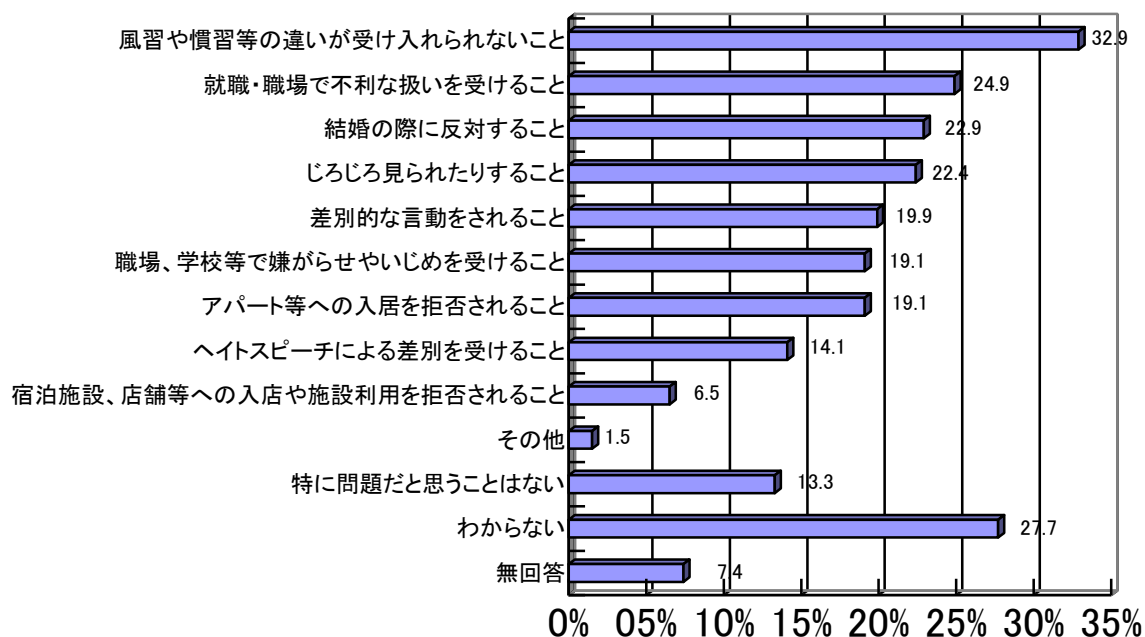


うことが求められています。

そのために、在住外国人に対しては、日本語の学習機会の提供や市を中心とした相談体制・住民窓口での対応の充実、市民に対しては、外国人との交流促進、異文化理解等のための啓発活動の推進が必要であることから、県や関係機関、関係団体等と連携し、「多文化共生推進プラン」の策定に向けた検討を行います。

また、2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、「日本に居住している外国人について、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いに対して、「わからない」との回答が27.7%と高い比率となっており、国際理解のための講座やイベントなどを通じて、多文化共生社会の構築に向けた取り組みを進めていきます。

### 日本に居住している外国人について、現在、どのような問題が起きていると思いますか



■平成27年:754人

## 【具体的施策】

### ア. 差別解消のための啓発の推進

現在実施している交流事業や国際理解のための講座などを通じて、市民の異文化理解の促進と啓発活動に努めます。

また、外国人に対する差別や偏見の解消のため、学校や家庭、職場、地域などにおいて、正しい理解を育むよう啓発活動を推進します。

### イ. 外国人支援体制の充実

日本語が不自由な外国人に対して、多言語及び「やさしい日本語」による情報の提供に努めるとともに、地域に居住する同じ住民として共に生きる多文化共生社会の構築に向け、県やしまね国際センター、日本語教室、在住外国人共生市民の会等の民間団体と連携しながら、相談体制の確立と日本語及び日本文化を理解するための支援体制の充実、通訳派遣体制の整備に努めます。

### ウ. 学校教育による取り組み

外国にルーツを持つ児童・生徒の受入体制の整備を図ると共に、教職員の研修を充実します。

## (7) 患者及び感染者等

### 【現状】

国が策定した「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」には、ハンセン病、H I V (ヒト免疫不全ウイルス)感染者とエイズ患者に対する差別や偏見の克服が重要課題の一つとして取り上げられています。

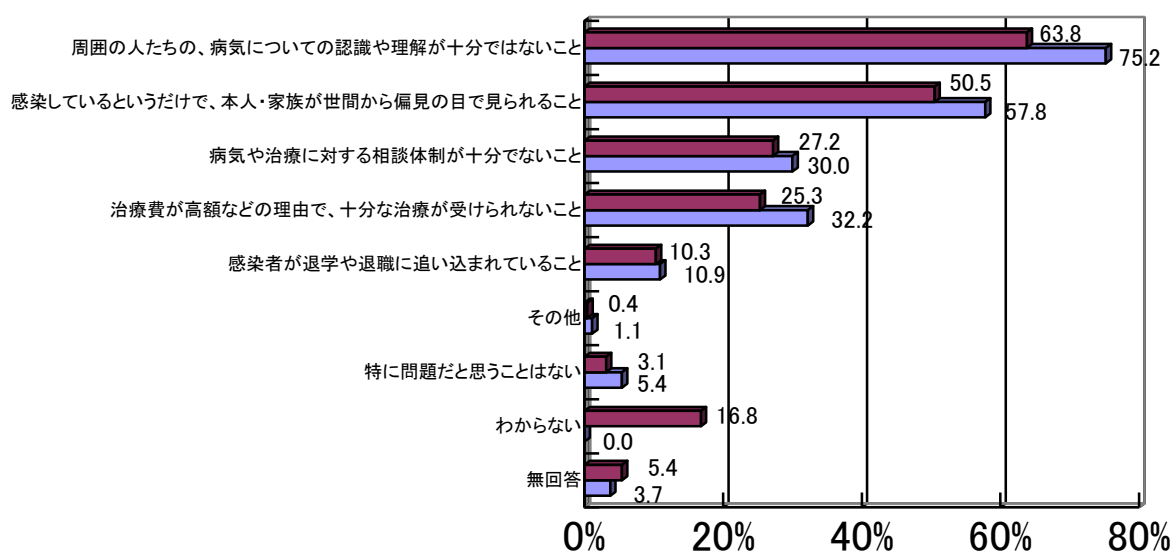
ハンセン病については、1873(明治6)年に「らい菌」が発見され、その後の研究で非常に病原性の低い菌であることが分かったにもかかわらず、関係者の家を大がかりに消毒したり、強制的に患者を隔離するという政策を続け、「とても怖い病気である」という誤った認識や偏見を助長させました。それにより、患者だけでなく、その家族も近所づきあいから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、住み慣れた住居の移転を余儀なくされるなどの差別や偏見を受けてきました。

また、H I V感染について、これまで正しい知識や理解の不足、偏見から差別意識を生み、H I V感染者やエイズ患者の多くは、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇など日常生活の中で多くの不利益を受けています。さらに、その他の感染症患者についても、同様の人権上の問題が生じています。

### 【課題】

2015(平成27)年に実施した「市民意識調査」では、「エイズの原因ウイルス(HIV)感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」との問いに、「周囲の人たちの、病気についての認識や理解が十分でないこと」が63.8%で、「わからない」が16.8%と感染症等に関する正しい知識の普及が進んでいないため、今後も引き続き教育・啓発活動に努めます。

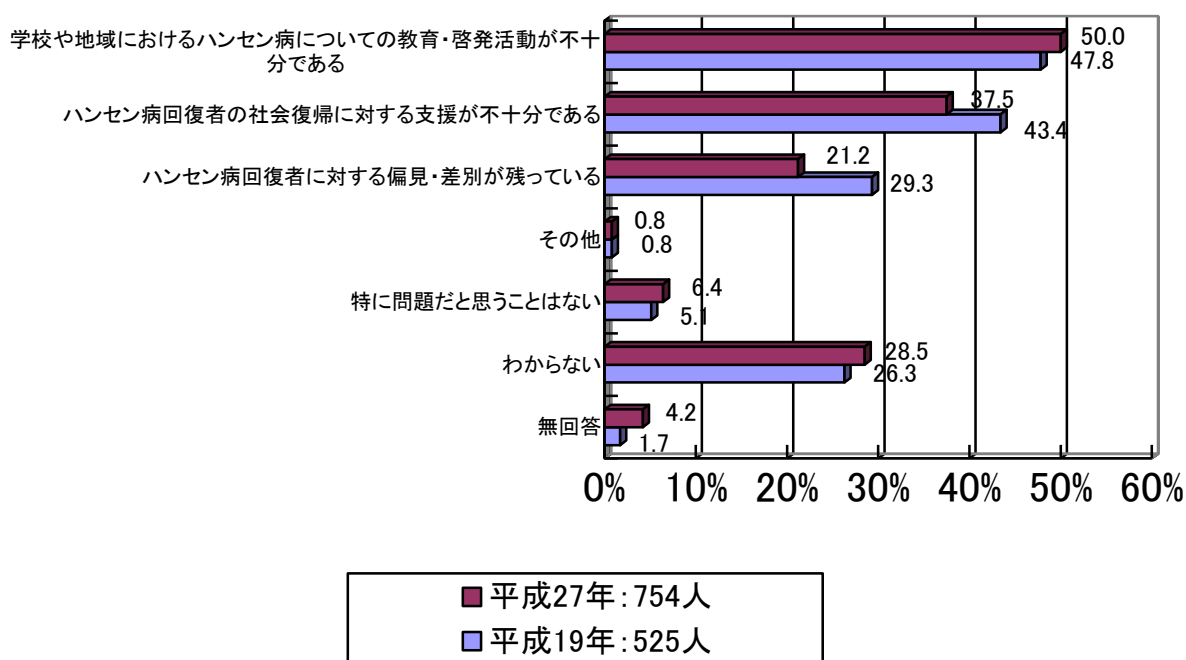
### エイズの原因ウイルス(HIV)感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか



■ 大田市(平成27年: 754人)  
 ■ 島根県(平成23年: 1,061人)

また、「ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いでは、「学校や地域での教育・啓発活動が不十分である」が50.0%、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」が21.2%となっており、この結果から、様々な感染症患者等に対する理解不足や、偏見、差別意識の存在が認められます。

### ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか



大田市立病院においては、患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言を踏まえ、「人としての尊厳性を保障される権利」をはじめとした患者の権利と義務を明確に位置づけ、それを尊重、保障して医療を提供することを宣言しています。

そして、そのことについて院内での掲示、病院案内等の印刷物への掲載、病院ホームページでの掲示などにより、周知を図っていますが、今後も患者の人権と主体性を尊重した医療の提供が求められています。

さらに、様々な感染症患者等について、正しい理解をするための啓発を推進していく必要があります。

## 【施策の基本的方向】

どのような疾病であっても、患者又は感染者ということで差別されてはなりません。一人ひとりが正しい認識を持てるよう啓発活動に努めます。

また、患者の人権に配慮した医療が行われるよう啓発に努めます。

## 【具体的施策】

### ア. HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及や情報の提供などに努め、誤解や偏見・差別の解消を図ります。

特に若い世代に対しては、新成人へのエイズ予防の小冊子の配布等によるHIV感染症や性感染症についての情報提供、さらに、学校においては、エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、HIV感染者やエイズ患者に対する不安や偏見・差別を解消するため、性教育を家庭や地域と連携して推進します。

### イ. ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病は、治る病気です。「らい予防法」が1996(平成8)年に廃止されて以来、ハンセン病に対する社会の理解は、教育・啓発が進む中深まってきていますが、根強い偏見・差別は、いまだ残っています。2009(平成21)年4月施行の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」の趣旨にのっとり、今後さらに、ハンセン病の歴史・治療・現状等正しい知識の普及や、情報の提供などに努め、誤解や偏見・差別の解消に向けて取り組みます。

### ウ. インフォームド・コンセントの普及

国・県の研修等を通じ、関係機関の協力を得ながら、インフォームド・コンセント(\*12)の推進に関する啓発に努めます。

## (8) その他の人権課題

### ア. 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者やその家族は事件の直接的な被害だけでなく、これに付随して、精神

的・経済的に様々な被害を受けている場合が多くあります。2005(平成17)年には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが基本理念として定められました。この基本法に基づいて、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するよう啓発に引き続き努めます。

## **イ. 刑を終えて出所した人及びその家族**

刑を終えて出所した人は、根強い偏見や差別意識により、社会の一員として円滑な社会復帰をすることが困難な状況におかれています。また、その家族も同様に偏見や差別にさらされることがあります。

刑を終えて出所した人が円滑な社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会などで周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に引き続き努めます。

## **ウ. インターネット等による人権侵害**

高度情報化の進展に伴い、誰でも気軽に情報が受発信できる便利なメディアとして、インターネットや電子メールが急速に普及しています。その反面、発信者の匿名性が高いことなどから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や団体にとって、さらには犯罪にもつながる有害な情報が掲載されるなど、深刻な人権侵害問題が全国的に発生しています。

法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法(\*13)」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

今後も市民一人ひとりが情報化社会のもたらす影響について人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解が深まるよう啓発に努めます。

また、人権侵害につながる情報漏えいを未然に防止するため、市職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報保護とセキュリティ意識の向上に努めます。

## エ. 性の多様性（LGBT等）

性的指向（どのような性別の人を好きになるか）については、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）などの人々が存在しています。

性自認（自分の性をどのように認識しているか）については、トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致な者）などの人々が存在し、心と体の性の不一致に強い違和感が持続することで社会生活に支障をきたしている人は性同一性障害と診断されることがあります。

このような性のあり方が多数派と異なる人々は、社会の無理解や偏見、あるいは日常生活の様々な場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。

性的指向や性自認についての正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現に向けた啓発に取り組みます。

## オ. アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に先住していた民族であり、独自の文化や生活様式を育んできました。しかし、過去の同化政策によって、アイヌ独自の言葉や文化、信仰、生活習慣の一切を奪われ、その独自の文化が失われていきました。このようなアイヌの人々の歴史や文化について、認識不足などにより偏見や差別が依然として存在しています。

このような状況の中、2008(平成 20)年 6 月、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

こうした、決議などの趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

## カ. 生活困窮者

近年の経済状況の変化に伴い、生活困窮に至るリスクが高い人が増加傾向にあります。特に高齢者世帯、ひとり親世帯の貧困率が高い状況となっています。また、失業や病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥るケースも増えています。

国では、このような状況を受けて、2015(平成 27)年 4 月から「生活困窮者自立支

援法」が施行され、さまざまな事情で経済的に困難を抱えている方に支援を行う制度が開始されました。

当市では、2015(平成 27)年 4 月から大田市社会福祉協議会と連携して「生活サポートセンターおおだ」を設置し、生活相談や就労相談等を通して、自立に向けた支援を行っています。

相談者の多くが日々の暮らしに不安を抱えながら生活されているため、今後も相談者に寄り添い、個人の尊厳を守りながら、個々のケースに応じた継続的な支援に努めます。

## キ. 自死をめぐる人権問題

自死は、その多くが心理的に追い込まれた末の死であり、その背景には、心の健康問題だけではなく、仕事や家庭、生活困窮やいじめなど様々な要因が関係しています。2006(平成 18)年には「自殺対策基本法」が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自死が「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自死対策を推進していますが、依然として自死者数は毎年 2 万人を超えている現状があります。

また、残された自死遺族は、大切な家族を亡くした精神的苦痛だけではなく、周囲からの差別的な言動や対応により、社会から孤立して日常生活が困難となっている実態があります。

本市では、自死対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大田市自死対策計画」を策定し、関係機関との連携強化、自死対策を支える人材の育成、相談体制の整備、自死に対する誤った認識や偏見を払拭するための啓発活動に取り組みます。

## ク. その他

上記の人権課題以外にも、日本社会に存在する六曜や丙午(ひのえうま)、さらに、島根県特有の迷信として一部地域に見られる「きつねもち」等の非科学的で根拠のない迷信や因習、拉致問題など様々な人権課題が存在し、今後、社会経済構造の変化に伴い、新たな人権問題が表面化してくることが考えられます。

このような人権問題に対して、それぞれの問題に対する市民の正しい理解・認識と、問題解決に向けての市民の積極的な態度を養うことができるよう啓発活動に努めます。



### 3. 施策の推進

「基本方針」については、広く市民の理解を得ると共に実効性のあるものにしていかなければなりません。そのために、あらゆる機会を通じた広報活動を行うとともに、人権問題について、市民一人ひとりが認識を高め、差別や偏見のない社会の実現を目指すために、教育・啓発の推進組織や関係機関等と連携・協力して、人権教育・啓発の推進を図ります。

#### (1) 推進体制と支援

この「基本方針」については、広く市民の理解を得ると共に実効性のあるものにしていかなければなりません。そのために、市役所内で組織する「大田市人権意識啓発推進会議」、並びに、識見を有する者・関係団体の代表等をもって組織する「大田市人権尊重のまちづくり審議会」の提言を取り入れながら、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発を推進するとともに、広報や市のホームページ等を通じて、人権情報の提供等に努めます。

#### (2) 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国・県・市の行政機関がそれぞれの役割に応じて協力しあい、連携していくことが重要です。そのため、今後とも国・県の施策と連携するとともに、企業、ボランティア組織、自主的な学習グループなどの民間団体も大田市の人権教育・啓発の重要な担い手として位置付け、これらの活動の支援を行い、連携・協力して、地域の実情に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。